

# ○光市立図書館公衆無線LANサービス利用規約

令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この規約は、光市立図書館（以下「図書館」という。）の利便性の向上を図るために設置した公衆無線LANサービス（以下「サービス」という。）の利用方法について必要な事項を定めるものとする。

(利用場所)

第2条 サービスを利用できる場所は、別図のとおりとする。

(利用者の資格及び義務)

第3条 サービスを利用できる者は、図書館を利用し、かつ、本規約及びサービスに係る無線LANを提供する企業が定める注意事項に同意する個人又は団体とする。

2 サービスを利用する者（以下「利用者」という。）は、本規約及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他の関係法令等を遵守しなければならない。

3 図書館長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、当該利用者のサービスの利用を中止させることができる。

(1) 本規約に違反した者

(2) 前号に掲げるもののほか、図書館長がサービスを利用させることが不  
適当であると認める者

(利用時間及びアクセス制限)

第4条 サービスの利用時間は、図書館の開館時間内とする。

2 サービスの利用回数は、1日2回までとし、1回当たりの利用時間は、2時間までとする。

(利用方法)

第5条 利用者は、サービスの利用に必要な端末、ネットワーク機器、OS、ソフトウェア、電源ケーブル等（以下「端末等」という。）を自ら用意するものとする。

2 端末等の接続に係る設定、セキュリティ対策、有害サイトへのアクセス制限等必要な設定及び対策は、利用者が行うものとする。

(利用料)

第6条 サービスの利用料は、無料とする。

(禁止事項)

第7条 利用者は、サービスを利用して次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 他の図書館利用者、第三者若しくは図書館の著作権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(2) 資料、館内状況等の配信行為

(3) 他の図書館利用者、第三者若しくは図書館の財産又はプライバシーを侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

(4) 誹謗中傷する行為

(5) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を他の図書館利用者若しくは第三者に提供する行為

(6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為

(7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為

(8) 性風俗、宗教又は政治に関する活動

- (9) ゲーム遊興等公共の施設ではふさわしくない行為
  - (10) サービスの利用に係るID又はパスワードを不正に使用する行為
  - (11) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用し、又は提供する行為
  - (12) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
  - (13) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量のデータを通信する行為
  - (14) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は図書館長が不適切であると認める行為
- (免責)

第8条 市長は、利用者がサービスを利用して得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 市長は、端末等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損若しくは漏洩その他のサービスの利用に関連して生じた利用者の損害又は不利益について、一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、サービスの利用に関連して生じた利用者与其他の利用者又は第三者との間の紛争等について、一切の責任を負わないものとする。

4 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(運用の中断等)

第9条 図書館長は、利用者に対するサービスの全部又は一部を、事前の通知なしに中断し、又は終了することができるものとする。

- (1) サービスに係るシステム保守若しくは工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 暴風、豪雨、地震等の自然災害及び戦争、暴動その他の非常事態により、サービスの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) サービスに係る設備又はネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、図書館長がサービスを中断し、又は終了することが必要と認める場合

2 市長は、前項の規定によるサービスの中断又は終了により利用者又は第三者が被った損害又は不利益について、一切の責任を負わないものとする。

(本規約の変更)

第10条 図書館長は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、図書館長が定める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）

無線LAN利用可能エリア（点線の範囲内）

